

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の扶養手当の支給に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p><u>(事務職等給料表(1)の9級以上の職員に相当する職員)</u> <u>第2条 給与規程第14条第1項の理事長が定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものとする。</u> <u>(事務職等給料表(1)の8級の職員に相当する職員)</u> <u>第3条 給与規程第14条第3項の理事長が定める職員は、次に掲げる職員とする。</u> <u>(1) 技術研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの</u> <u>(2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの</u> <u>(3) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員で地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程別表第1の区分欄の2種であるもの</u> (届出) <u>第4条 新たに給与規程第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別に定めるところにより、その旨を速やかに理事長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、理事長において扶養の事実等を認定することができる場合として理事長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> (認定) <u>第5条 理事長は、職員から前条第1項の届出を受けたときは、その届出に係る扶養親族が給与規程第14条第1項に規定する扶養親族のある職員たる要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。前条第2項に規定する場合においても、同様とする。</u> <u>第6条 理事長は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</u> (1) (略) (2) その者の<u>恒常的な所得</u>の合計額が年額130万円程度以上である者 (3) (略) 第7条・第8条 (支給の始期及び終期) <u>第9条 扶養手当の支給は、職員が新たに給与規程第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が当該要件を欠くに至った日(理事長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った以降の日で理事長が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日</u></p>	<p>(新設) (新設) (届出) <u>第2条 給与規程第14条第5項の届出は、新たに扶養手当の支給を受けようとする場合又は従前扶養手当の支給を受けていた職員に同項各号のいずれかに該当する事実が生じた場合に、別に定めるところにより行うものとする。</u> (新設) (認定) <u>第3条 理事長は、職員から前条の届出を受けたときは、申請書記載の扶養親族が給与規程第14条第2項に規定する要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨を確かめて認定しなければならない。</u> <u>第4条 理事長は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</u> (1) (略) (2) その者の<u>勤労所得、資産所得、事業所得等</u>の合計額が年額130万円程度以上である者 (3) (略) 第5条・第6条 (略) (新設)</p>	<p>・事務職等給料表(1)の9級以上及び8級の職員に相当する職員を定義</p> <p>・給与規程に規定されている要件具備の届出等の扶養手当の支給に関し必要な事項に係る規定の改正を行う</p>

新	旧	改正理由等
<p><u>の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第4条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</u></p> <p><u>2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。</u></p> <p>第10条・第11条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>(給与規程令和7年4月1日施行附則第4項の規定が適用される間の読替え)</u></p> <p><u>2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第2条中「給与規程」とあるのは「給与規程令和7年4月1日施行附則第4項の規定に読み替えて適用される給与規程(以下「附則第4項の規定による読替え後の給与規程」)」と、第3条、第4条第1項及び第5条中「給与規程」とあるのは「附則第4項の規定による読替え後の給与規程」と、第5条中「どうか」とあるのは「どうか又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のない旨」と、第9条第1項中「給与規程」とあるのは「附則第4項の規定による読替え後の給与規程」とする。</u> <u>(給与規程令和7年4月1日施行附則第5項の規定が適用される間の読替え)</u></p> <p><u>3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、第2条中「給与規程第14条第1項の」とあるのは「給与規程令和7年4月1日施行附則第5項の規定の規定により読み替えて適用される給与規程(以下「附則第5項の規定による読替え後の給与規程」という。)第14条第1項に規定する職務の級が事務職等給料表(1)の9級以上に相当する職員として」と、第3条、第4条第1項及び第5条中「給与規程」とあるのは「附則第5項の規定による読替え後の給与規程」と、第5条中「どうか」とあるのは「どうか又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のない旨」と、第9条第1項中「給与規程」とあるのは「附則第5項の規定による読替え後の給与規程」とする。</u> <u>(事務職等職給料表(1)の8級以上の職員に相当する職員)</u></p> <p><u>4 給与規程令和7年4月1日施行附則第5項の規定により読み替えて適用される給与規程第14条第1項に規定する職務の級が事務職等職給料表(1)の8級以上に相当する職員として理事長が定める職員は、第2条及び</u></p>	<p>第7条・第8条 (略)</p>	

新	旧	改正理由等
<u>第3条に規定する職員とする。</u>		